



平成28年5月13日

各 位

会 社 名 川西倉庫株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 若松 康裕  
コード番号 9 3 2 2  
上場取引所 東証第2部  
問 合 せ 先 常務取締役 福井 博  
TEL 078-671-7931

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第159回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」という。)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条(社外取締役との責任限定契約)の変更を行うものであります。なお、本変更に関しましては各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日(火)  
定款変更の効力発生日 平成28年6月28日(火)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15 名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 20 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および<u>監査役</u>は記名・押印する。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 当社の <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②当社の<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③任期の満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④補欠の<u>監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 20 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役は記名・押印する。</p>
--	--

<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 31 条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 33 条 当社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名・押印する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 34 条 当社の監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 35 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 28 条 当社の監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 29 条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 30 条 当社の監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員は記名・押印する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 31 条 当社の 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>付 則</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>平成28年6月開催の第159回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>